



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





連帯の思いを広げ、今後の奮闘を誓う

働くもののいのちと健康を守る東京センター創立20周年 総会&レセプション

さる7月21日に表題の総会及びレセプションが開催されました。2004年4月17日に産声を上げてから本年創立20周年を迎えることができました。この間の多くの団体・個人の方々からの激励とご支援に改めて感謝の意を申し上げます。

総会&レセプションには延べ60人の参加者で大いに盛り上がった集いとなりました。

連帯強化のあいさつ

総会はずまず司会の日向寺淳一次長が開会を宣言、そして議長に東京民医連西坂代議員と板橋センターの丹野代議員を選出。開会あいさつは天笠崇理事長が、20年の歴史を紐解きながら、今日の取り組みの到達点を確認しつつ、さらに将来に向けての一層の前進を表明する決意を込めた内容でした。続いて全国センターの秋山事務局長が、来賓のあいさつに立ち、25年を迎えた全国センターと東京センターの一層の連携強化の挨拶をいただきました。

積極的な発言で充実した総会に

続いて井澤智事務局長の①この1年間の取り組みのまとめ②労働者を取り巻くいのちと健康にかかわる情勢③2024年度の取り組み課題の議案の要点を報告、さらに色部祐副理事長による「決算報告」、野崎監査による「監査報告」を挟んで「新年度の予算案」の提起がなされました。その後、参加代議員、評議員8人からの発言が続きました。発言者と発言の概要を記します。

- ・橋場電機情報ユニオン代議員→電機の職場における「大合理化・人減らし」の現状と闘い
- ・及川評議員→業務中の転倒による脳脊髄液減少症の労災認定をめぐる今日までの闘い
- ・高見東京土建代議員→建設アスベストの今日までの闘いの現状・今後の使用者責任の課題
- ・青山東京医労連代議員→コロナ禍の医療労働者の現状と闘い。夜勤の厳しい実態の改善を
- ・田村首都圏青年ユニオン代議員→レジなどの職場



最後に全員で記念撮影

での座り作業をめぐる闘いの前進

- ・森大田労連代議員→現場の教員の過重負荷労働の実態など。改善の方向についての提案
- ・本多首都圏移住労働者ユニオン代議員→コンゴの入国者の野外生活者の救援の取り組み
- ・渡辺東京過労死を考える家族の会代議員→過労死・過労自死の増加と東京センターへの期待など

議案については参加者全員の拍手で確認。次に次年度の理事・監事の選出に移りました。全員拍手で確認された後、第1回の理事会が開催され天笠理事長、そして副理事長、事務局長、事務局次長の三役が互選で確認され、参加者に報告し拍手で承認されました。レセプションを控えて、総会の議事は2時間に圧縮した形となりましたが、参加者の積極的な参加によって第1部の総会は無事終了しました。

合唱団コールラパス

第2部は冒頭、天笠理事長発声による乾杯,その
(2面へ続く)

〈今月号の記事〉

過労死防止「大綱」閣議決定・臨時理事会報告	2面
各地・各団体のとりくみ	3～6面
MICパワハラ加害者について考える学習会/私の一冊	7面
アスベスト改修解体被害根絶学習会/アスベストパネル展	8面

後、神奈川センター鈴木信平事務局長、埼玉センター南利之事務局長、千葉センター中林正憲副理事長、国際人権活動日本委員会松田順一事務局長からそれぞれ温かい連帯の挨拶をいただきました。6つのテーブルにオードブル、飲み物が配置され、参加者の交流が開始されました。レセプションの催事として東京労働会館の公務公共一般東京の組合員を中心に編成されている「合唱団コールラパス」が指揮者、ピアノ演奏者合唱団10人で登場し、「群青」以下、3曲を会場いっぱいに響かせて歌い、参加者から温かい拍手に包まれました (写真)。

暖かい連帯の思いが

さらに総会で訴えきれなかったお二人が闘いの支援を訴えました。茨城県から来た賛助会員大川英典さんは、東京ディズニーランドのパレードのダンサーとして働いていたが堅いアスファルトの上でのジャンプや回転で膝等を痛め長らく闘いを続けてきました。その過程の中で「請負」から「雇用」へと身分を前進させてきた経過、そして東京センターとのかわりあいを熱く語り、8月29日の東京高裁で



の裁判支援を訴えました。また岡山から来た賛助会員の日傘俊雄さんは東京で働いていた息子の過労死についての長年の取り組みを振り返り、冷酷な企業と乱暴な行政を告発し、亡き息子さんの名前を付けた「大輔新聞」を発行して支援を訴えています。

盛り上がったレセプションの最後は「ふるさと」と「今日の日はさようなら」を参加者全員で斉唱しました。会場は暖かい連帯の思いが広がりました。

最後は中村修一事務局次長の今後の奮闘を誓う挨拶があり、20周年記念第21回総会&レセプションは幕を閉じました。

『20周年記念誌』を作成しました。ご希望の方はご一報ください。(東京センター 色部 祐)

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更を閣議決定

厚生労働省では「過労死等防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」)について、過労死防止対策推進協議会において、見直しの協議を進め、見直し案をまとめていました。8月2日、「大綱」の変更が閣議決定されました。「大綱」は過労死等防止対策推進法に基づき概ね3年間の取り組みについて定めています。今回の改訂は3回目の変更になります。

【新たな大綱が定めた主な取り組み】

1. 2025年に大綱策定から10年を迎えるため、この間の調査研究や取り組みの成果を振り返り、それらも踏まえ今後を更に検討し推進
2. 2024年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化
3. 芸術・芸能分野を重点業務等に追加、事業主に

義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても過労死等事案から収集・分析を実施。

*自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界

4. 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の研修等実施、労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認するなど、国以外も含めた関係者による取り組みを推進

いの健全国センターでは、今回の「大綱」改訂にあたって、協議会向けに意見書やパブリックコメントを提出してきました。「大綱」の基本理念に「実効ある防止対策の推進」を据えること、予防と同時に「リワーク」の視点をいれること、日本の働き方の基準に国際基準を活かすことなど抜本的な改訂が必要です。継続した取り組みが必要です。

臨時(第4回)理事会報告

いの健全国センターは8月6日臨時理事会を開催しました。リモートでの会議で20人が出席しました。議題は四役の人事について。じん肺発連からの選出の副理事長について田中貴文氏⇒鈴木剛氏、全労連から選出の秋山正臣事務局長から九後

健治氏、名取学次長から溝口耕二氏に交代することが提案されました。出身組織の任務交代に伴うものです。いの健の活動の継続性の維持・発展や規約の見直しが必要ではないか等の意見交換後、理事会として承認し、改めて総会での承認を求め確認しました。

各地・各団体のとりくみ

自治労連 ハラスメントをおこさせない体制整備を 職場のハラスメント対策学習交流会

自治労連労安・職業病対策委員会は、7月13日、「職場のハラスメント対策学習交流会」をオンラインで開催しました。21地方組織・1県事務所から76接続、82人の参加があり、学習講演と特別報告、これらを受けての活発な議論が交わされました。

学習講演では、自治労連全国弁護団の笹山尚人弁護士を講師に自治体職場でのハラスメント対策について、パワハラやカスハラを中心に学習しました。

講演のなかで笹山弁護士は、日本の現行法制度が日本未批准のILO190号条約と比べて、パワハラの定義が狭く、不十分であるという現状や、住民の自治体への苦情や意見には「人権行使」の側面もあることから、現状で法的規制がないカスハラに関しては、人権行使とカスハラをどう区別するか考える必要があることについて触れました。また、組合の取り組みとして、ハラスメントを起こさせない体制整備やマニュアルの作成、研修の実施等を自治体当局に求めることが重要で、カスハラについても国に対して法制化を求めることが必要であると訴えまし

た(写真)。

特別報告では、3人の参加者から、地方組織や単組でカスハラ対策として、①個人情報



が載った名札がSNS上に晒されることを未然に防ごうと団体交渉で訴えた取り組み、②数年間に渡って特定の市民から繰り返されるカスハラに関して、職場だけでなく組合も被害に遭うなかでの組合の毅然とした対応と、そこから職員倫理の向上や組合の団結強化にもつなげようとする取り組み、③当局作成のカスハラに関する職員アンケートのなかの、住民の正当な要求までもカスハラと誤認させかねない記述について、機関紙上で問題点を指摘した取り組み等が報告されました。

最後には、労安・職業病対策委員会事務局長がアンケートの取り組みで労安活動や職場のハラスメントの現状の把握を進めることを含む行動提起を行い、「本日の資料も活用しながら学習を進め、安全衛生委員会を活用しつつ、当局に対応を求めている」と呼びかけました。(自治労連 松橋陵介)

過労死防止 防止法10年にあたって改めて決意を 過労死防止全国センター総会

7月20日、過労死等防止対策推進全国センターの総会がリモートで開催されました。岩城穰事務局長の進行で会議が進められました。

冒頭、代表幹事の川人博弁護士が「過労死等防止推進法(以下「過労死防止法」)が成立して10年という節目にあえて警告を発したい」と過労死をめぐる情勢についての指摘を行いました(写真)。一つ目は、「官民一体となった労働時間の過少認定」の問題です。働き方改革関連法による労働時間規制が始まって以来、労働時間とするかが問題になっているのです。具体的には①事業場外労働、②出張、③宿直勤務、④早出・居残り労働、⑤自己研鑽などと川人弁護士は指摘します。例えば、在宅ワークや営業職の移動時間について「労働時間」にカウントしない傾向が強まっていること、そして深刻なことは、労働基準監督署がそのことについて是正するのではなく、追認する傾向があると言います。

2つ目は、2024年問題-特に医師の働き方改革は、宿日直届が増大し、見せかけの労働時間短縮が横行していると言います。3つ目はハラスメントの問題

が深刻になっていることです。ハラスメントに関する現行法はハラスメント禁止法といえる内容ではなく、ILO190号条約の批准とそれに対応する国内の整備が必要と述べました。



続いて過労死を考える家族の会の寺西笑子代表から活動報告、特に事業主が労災支給決定の取消しを求める訴訟の原告適格性をめぐる裁判で、最高裁にむけ家族の会から43人分の陳述書を提出し、最高裁判決の破棄をかちとったことが語られました。

過労死弁護団の玉木一成幹事長から昨年度の過労死労災認定状況について、特に精神疾患の申請が急激に増加していること、今後、改訂された認定基準により一層の過労死補償の拡大を実現する活動を強めたいと報告がありました。また、過労死防止学会の黒田兼一前代表からは8月31日-9月1日に行う第10回大会は特別企画も予定していることから、ぜひ参加してほしいと呼びかけがありました。

その後各地からの豊富な取り組みの報告があり、活動の強化を確認しました。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

京都

組合員・労働者のパワーを引き出す運動を ストップ！ザ・働き方を見直す京都集会

7月13日、ラポール京都（京都労働者総合会館）において、今年19回目となる「Stop！ザ・働き過ぎ!!～働き方を見直す京都集会」が開催されました。今年の集会スローガンは、「人間らしく働き、平和に生きていくために、今こそ労働組合の出番」で、「①世界の労働組合のたたかいから、『人間らしく働くこと』をあらためて考え直す、②労働条件・労働環境をめぐる諸課題を共有・交流し、労働法制改悪の本質を見抜き、たたかいの展望を見いだす、③くらしと働き方を破壊する大軍拡・増税、改憲策動などを許さない、④労働組合の役割を広く市民に発信し、世論の高揚をめざす」を獲得目標に開催されました（主催は京都総評及び加盟単産・単組、京都民医連、いの健京都センター&京都職対連などで作る同集会実行委員会）。午前中は全体会で、全労連の布施恵輔国際局長の記念講演、基調報告と3つの特別報告（①アスベストの危険性、②厚労省の労働基準関係法制研究会批判、③カシフジのローアン活動）、午後は4つの分科会（①ハラスメント、



②長時間労働、③職場のローアン活動、④非正規労働者）が行われました。参加は、全体会が会場に67人、Zoom視聴15人の合計82人、分科会は合計63人でした。

全労連の事務局次長の布施恵輔国際局長が、記念講演『「人間らしく働くこと」とは何か？—世界の労働者・労働組合のたたかいから学び、生かす』を行いました（写真）。布施さんは、「国際労働基準を武器に、世界の仲間とつながり、たたかう」こと、「対話と学び合いの文化」をとりもどし、組合員・労働者のパワーを引き出す運動を強調されました。

（京都センター 岩橋祐治）

岩手

労働安全衛生委員会で職場改善をめざして 第6回労働安全衛生基礎講座

7月12日、働くもののいのちと健康を守る岩手県センターは第6回労働安全衛生基礎講座を開催し、10人（WEB2人）が参加しました。講座は「初任者や再度学習したい人を対象に労働安全衛生委員会の基本的役割と活動について学び、育成する」ことを目的にして開催しています。

基礎講座講師として岡村やよい氏（いの健全国センター事務局次長）が「労安活動を取り組んで、何が労働組合じゃ！～職員を大切にしない企業・事業所は生き残れない！～」と題して講演しました（写真）。

岡村氏は、「この演題はいの健のいのち、魂であり根本です。労働組合が労安活動に取り組み、労使委員数は均等にさせて、使用者側の報告だけの委員会で終わらせるのではなく、職場の労働環境問題について討議する委員会にすることです。委員会の討議したその内容を職員に周知することが重要です。

今まさに労安活動は重要になっています。人手不足の中で、職員を大切にしない企業は生き残れなくなっています。生き残る企業になるために労使が協



力して改善に取り組めるはずですが、「今年の国連ビジネスと人権作業部会『最終訪日報告書』で人権リスクに対処し、人権尊重責任に取り組まなければ企業責任が厳しく問われると日本の人権常識が世界で通用しないと報告しています」、「一方で厚労省は財界の要望を受けて『労働基準関係法制研究会』を異例な早さで開催して、労働基準法を骨抜きにして100年前の労働環境に戻そうとしています。改悪させない取り組みをしなければなりません」と述べました。

講演演終了後には参加者からの質問と労働安全衛生委員会の現状や悩みなどを交流しました。

働きやすい職場をめざし、労働安全衛生委員の育成のために今後も継続して開催していきます。

（岩手センター 角掛洋一）

各地・各団体のとりくみ

近畿ブロック LGBTQ+って何?その時、あなたは どうする!?
近畿ブロック学習交流集会 in 大阪

全労連近畿ブロックといの健近畿ブロック連絡会は共催で8月3日、国労大阪会館において「2024年近畿ブロック働くものいのちと健康を守る学習交流集会 in 大阪」を開催し、69人が参加しました。

第1部では自らトランスジェンダーを公表して活動する仲岡しゅん弁護士(うるわ総合法律事務所)が、「LGBTQ+って何?その時、あなたは どうする!?!」の演題で講演(写真)。最近のSNSなどではトランスジェンダーについて誤った情報やデマが飛び交い、それがさらに捻じ曲げられて拡散しているのは憂慮すべき事態と警告します。その上でLGBTQの類型ごとの概念や定義、トランスジェンダーの性別移行過程、LGBTQやSOGIをめぐる最近の法制度や最高裁判例の内容を詳細に説明し



ました。講演の最後で仲岡弁護士はLGBTQへの理解促進と問題解決に当たって必要な5つの視点、①『「特殊な人」という発想は捨てる」。大抵の当事者は皆と変わらない

い一般人なのでいわゆる「変質者」と峻別する、②「周囲にいてもおかしくない、だけど探す必要はないし、決めつける必要もない」。多くの当事者は「放っておいてほしい」ので、「当事者探し」はアウトティングに当たる、③『「何かをする必要がある」ではなく、『やっちゃいけないことをしない』。やっちゃいけないこと』とは、「ホモ」「レズ」「オカマ」「オナベ」「女のくせに」「男のくせに」などの言葉遣い、④「分からないことは、本人の意向をよく聞き、話し合うことが第一」。個々の事情は異なるので杓子定規にはいかない。興味本位で必要のないことを聞いたり、詮索したりしない、⑤「そもそもジェンダーに平等な環境づくりが必要」。性差別やハラスメント、「らしさ」の押し付けはそれ自体が問題、一部の人のための問題ではないと指摘し、笑いに満ちた和やかな雰囲気の中で講演を締めくくりました。

第2部では労災認定や損害賠償を求める労働者の家族や遺族と支援団体、外勤中の公務災害不認定の再審査請求を支援する職員組合、京都アスベスト訴訟を支援する団体が、たたかいへの理解と協力を訴えました。(大阪センター 丹野 弘)

中四国ブロック ジェンダー平等、働き方改革に何が必要か!
第15回中四国ブロックセミナー

第15回働くものいのちと健康を守る中四国ブロックセミナーは、鳥取市で6月29、30日に開催され82人が参加しました(写真)。

実行委員長の中田幸雄鳥取県民医連会長が「震災、円安、物価高騰、金権・大企業優先、軍拡、ジェンダー不平等などで国民、働く人は深刻な状況となっている。それらを打開する充実したセミナーに」と挨拶。基調講演では、島根県で子ども支援に取り組んでいる島根大学人間科学部講師の佐藤桃子さんが「ジェンダー平等と子育て、働き方」と題して講演。女性に限らず、あらゆるマイノリティを含めてすべての人が生きやすい社会とは?と問いかけ、女性と子どもの権利を擁護してこなかった政治、ジェンダー平等を阻むのは女性の貧困を生み出す社会構造とジェンダーステレオタイプだと批判。声を上げる人たちへの後押しとなる社会にしようと呼びかけました。

パネルディカッションでは、自治体・ケア労働者が、余裕がない職場で負担増から生じる職員関係の悪化、「異性介助」など利用者の尊厳が守られてい

ない、精神的虐待などの問題もある。法改正で余裕ある職員配置、賃金の改善が必要だと報告。医療の職



場からは、医師の働き方改革について実現が困難で、職員や患者へは負担増だと指摘しました。教育の職場からは、教員不足が続き、負担は増加。休憩時間もなく、休日出勤、持ち帰り残業が常態化している実態や、残業代を不支給とする「給特法」の抜本的な改正を求めていることを紹介しました。会場からも5人が発言し交流しました。

30日には、①労働安全衛生基礎講座、②メンタルヘルス、ハラスメント、③長時間・過密など日本の働き方を変えよう、④公共・公務の働き方、の講座・分科会が設けられ、働き方や環境の改善には意見を出し合う事の大切さなどが確認されました。

2025年のセミナーは6月28日-29日島根県松江市で開催されます。

(山口センター 船岩 充)

各地・各団体のとりくみ

建設

「石綿健康被害を増やさないためのシンポジウム」を開催

7月7日(日)福岡市の中央市民センターを会場にして福岡県建設労働組合主催の標記シンポジウムが開催され327人が参加しました。

職業現場で展開してきた石綿被害が、石綿建材を含んだ建物の解体等によって住民に拡大することが懸念される中で、住民、工事従事者に加え、議員や行政と共に考える集いとなりました。

シンポは、3つの講演とパネルディスカッションで構成。「石綿はなぜ危険なのか」として九州社医研の田村昭彦医師(写真)、「大防法規制と県の取組み」と題して福岡県の吉川泰彰環境保全課長、「解体改修工事での必要な措置」について片井克美一級建築士が講演。これを受けてパネルディスカッションで課題を深める討論をおこないました。

解体・改修工事を規制する体系は一定確立しましたが、規制に関わる費用が「建物の所有者(住民)負担」になることが課題です。工事を発注する住民の側は、今になって「危険な建材が使用されているので特別な費用がかかる」と言われても納得がいかず、住民と受注事業者の間に「不信感」が入り込み、そうした対策を充分措置せずに安価で請負う事業者

も現れています。

パネルディスカッションには、田村医師をコーディネーターとして全建総連の田久悟労対部長、相原わかば弁護士、佐々木允福岡県議会議員が参加。

規制がきちんと働けば被害防止は可能だが「実効性の確保が必要になる」という現状認識から次のような提案がされました。

①石綿が命に関わる危険なものであることを、行政や私たちが広く知らせていく必要がある。②国の一部助成を受けた除去費用等の助成制度があるものの、自治体財政は厳しく国の支援の拡充が必要。③自治体や労基署職員の増員や「専門知識を持った行政職員の育成」についても国の財政支援を。④国、自治体ともに「総合的な相談窓口」の設置を。⑤規制に係る費用を住民や行政が負担するのみでなく、建材を供給してきたメーカーも安全な処分に関わることが求められる。

シンポの最後には「今日学んだことを周りに知らせよう」と呼びかけも行われました。

(福建労 隈本正継)



民放
労連

パワハラで部長とNHK子会社を告訴 NHK職場からパワハラをなくす会結成

NHKの子会社NHKグローバルメディアサービスで上司に暴力行為と「認知症呼ばわり」のハラスメントを受けた私、原田勤は昨年9月この元上司と会社に対し損害賠償と使用者責任などを求めて東京地裁に提訴。8月8日には7回目の裁判と裁判官から争点整理の基本が示されました。

私は埼玉新聞記者を経てNHKウェブニュースの校閲作業に10年間従事する非正規労働者です。2022年4月に作業中に職場に来た部長(元NHK記者)は仕事上の用語の問題で難癖を付け勢よく私の手を払ったのです。また10月にはタクシー券の誤用の報告を始めた私に「認知、認知、認知だよ。あなたの言っていることは何を言っているのか分からない」と人権侵害の暴言で冒涇したのです。

私の報告に会社の労務担当の執行役員は、パワハラ相談窓口がすでに設置されていることも知らず、訴えを2か月余り放置。NHK労組が取り上げてく

れなかったため私が個人加入した民放労連放送スタッフユニオンが要求書を提出して会社は初めて調査、対応したのです。



中央が原告原田氏23年9月20日。厚労省記者クラブ

出して会社は初めて調査、対応したのです。

しかし、会社は本人が認めた「認知」発言だけで「譴責」処分。覚えがないとする暴力行為では処分せず、再調査も拒否したため提訴に踏みきったのです。

裁判では暴力行為の認定などのほか、パワハラ規程改定の足がかりをつくることを主目的としています。民放労連、新聞労連、NHKOB、埼玉新聞、中央大学部落研OBらが傍聴に詰めかけてくれ裁判所も6回目の裁判から裁判官3人の合議体になりました。また支援者で「NHK職場からハラスメントをなくす会」を立ち上げていただき署名活動などを始めています。一人でも多くの皆様のご支援をよろしくお願いします。(原田 勤)



MIC女性連絡会主催のパワハラ加害者学習会

7月11日、MIC（日本マスコミ文化情報労組会議）女性連絡会主催の学習会が、「ハラスメント『加害者』は変われますか～更生プログラムから見る対応」をテーマに、DV被害女性をサポートし加害者の更生プログラムを実施している産業カウンセラーで（社）エープラスの吉祥（よしざき）眞佐緒代表理事を講師に開催されました。約40人が参加しました。（写真）。

ハラスメントを肯定してはいけない

吉祥さんは「ハラスメントはコミュニケーションの問題ではなく、犯罪となりうる人権侵害で、関係性における暴力。夫婦間ではDV、親子間では虐待、学校ならいじめ。ハラスメントは『力と支配』であり、目的は自分の思い通りに相手を動かすこと。加害者は自分がどうすれば叶うか経験上知っている。その上で、本人が言葉を含む暴力を選択している」と説明し、根底には加害者のゆがんだ価値観があると指摘しました。

ゆがんだ価値観が形成される「成育歴」は、「幼いころから『やられたらやり返せ』『男の子は泣いちゃダメ』『体育会系男子は就職に有利』などを人間関係の中で学び、成功体験を重ねることで加害者として成長する。その結果『力を持つことや力の行使はよいこと』『自分が相手よりより優れているから暴力をふるってもいい』という『特権意識を持つ』

ようになる」と説明しました。「特権意識」を身につけた加害者は、「『力による支配』を失いたくないからハラスメントをやめないのであってやめられないのではない」、ゆえに「アンガーマネジメントや加害者の成育歴を振り返るだけでは状況は好転させられない」と強調しました。

エープラスの更生プログラムは、週1回12カ月で1クール。加害者は「相手が嫌がっていることはしてはいけない」「人は対等な関係であり勝負する必要はない」「どんな理由があっても暴力は振るわない」等を学びます。プログラムの最終目標は、自分と相手の違いを認める、自分の考えを押し付けず、相手の考えや価値観を受け入れることです。

最後に、加害者との話は、「ハラスメントを肯定せず被害者にも責任があるような言動をしないように気をつける。加害者が『自分は悪くない』と学習する手助けをしないようにしましょう」とのアドバイスもありました。

（MIC 及川 しほ）



私の一冊 ④2 生協労連 渡邊一博 ボブ・マーリーの言葉集『CATCH THE FREEDOM』

楽天的な性格とはいえ、60年近く生きていけば、忘れられない辛く悲しい思い出の1つや2つはあります。そんな時(どんな時かは忘れた)に出会った本が、ボブ・マーリーの『CATCH THE FREEDOM』。ボブ・マーリーの歌詞や発言から言葉を集めて、写真とともにまとめた本です。中から、私の好きな2つの言葉を紹介します。

「なんで、そんなに悲しんでいるの？ あきらめるのは、まだ早いぜ。片方の扉が閉じていたとしても、もう片方は、きっと、開いているよ」。悲しくて、辛いことがあると、そのことばかり考えてしまって、真っ暗で何も見えない部屋に閉じこもっているような気持ちになるもの。でも、すでに新しい可能性が生まれていて解決の道が拓けてると思えば、すぐに前を向くことができる。

雨を感じられる人もいるし、ただ雨に濡れる奴らもいる」。悲しくて、辛いことがあると、「どうして

自分だけがこんなことに…」と思いがち。でも、自分にとっては、落ち込むできごとを何とも思わない人もいる。どんなできごと、感じ方は人それぞれ、別な受け止めをしてみたらどうか。そう思ったら何となく気が楽になる。

ボブ・マーリー以外にも、自分を元気にしてくれる言葉があります。そのどれもが自分に問いかけてくるのは、「自分自身がどう考えるのか」。

「縛られた心を、自分自身で解放するんだ。自分を自由にするのは、自分しかない」 by BOB MARLEY



サンクチュアリ出版

アスベストの危険を広く社会に

「建物の改修解体によるアスベスト被害の根絶をめざす学習会」「駅前パネル展」

アスベスト含有建材が使用された建物の解体は2028年度がピークとされています。しかし、国の規制は、新たな被害者をださない政策に程遠い現状です。アスベストが原因で患する中皮腫で亡くなる人は毎年約1500人。アスベストの危険性を社会に広げ、適切な法・制度改正が求められています。関連する2つの取り組みを紹介します。

建物改修解体によるアスベスト被害の根絶をめざす学習会—同連絡会準備会

7月22日衆議院議員会館において、建物改修解体によるアスベスト被害の根絶をめざす学習会が同連絡会（準備会）主催で開催されました（写真）。はじめに、全国じん肺弁護団全国連絡会の鈴木剛事務局長があいさつ。建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水謙一事務局長の進行で会が進められました。

制度の実効性の担保が必要

次の報告は、じん肺弁連事務局次長の井上聡弁護士から「建物解体改修における問題点と課題」をテーマに行われました。建物解体に着目した法制度の変遷を概観したあと違法工事の実例を紹介。調査者の養成など残された課題を挙げ、中でも法規の実効性の担保として罰則の強化をあげました。

埼玉土建の本山享子さんが実際に行っている事前調査での課題を報告。やはり調査の義務化や調査費用についての周知が行き届いていないために施主との関係が難しくなったり、廃棄に係る運搬や処分についての問題が指摘されました。

アスベスト除去の補助制度を

大阪アスベストセンターの伊藤泰司さんは「アスベスト規制の問題点と石綿除去補助制度」と題して報告。韓国で2011年4月に制定された「アスベスト安全管理法」を紹介。イギリスでは1983年除去業者の許認可制度の導入をスタートに規制を強化しています。除去に対しての補助制度については、レベル1・2・3の除去に対する国と建材メーカーの負担による制度がどうしても必要であること、一方で除去業者の許認可制度を契機にした国際標準の施工を基準かしていく必要を訴えました。

最後は立命館大学の森裕之教授が「建築改修解体とアスベスト」と題して報告。今後の補助金制度のあり方についての提起を行いました。



最後に司会から「学習を力に制度の実現を図るよう継続して取り組んでいこう」と呼びかけられました。（編集部）

横浜駅前で第2回パネル展 — 神奈川の会

建設アスベスト被害の実情や訴訟、解体・改修時のアスベスト事前調査について、広く市民に訴えようと、神建連と建設アスベスト訴訟を支援する神奈川の会が共催で「アスベスト・パネル展」を7月28日、横浜そごう前の広場で開催しました。多くの市民が足を止め、注目を集めました。開催は昨年につづいて2回目です。

「パネル」は、アスベストの基本的な知識、アスベスト疾患、アスベスト被害者の声、アスベスト事前調査の方法やアスベストが含まれている建材など写真やイラスト、説明文など、計25枚。多くの市民が足を止め真剣な表情でパネルを見て、写真を撮ったり、スタッフに話しかけたりと、市民の注目を集めることができました。

「クイズに答えてアメのつかみ取りチャレンジ」には65人の子どもたち・市民が参加しました。無料相談コーナーには9人から相談があり、自宅の解体や解体工事に従事していた労働者の健康相談などに弁護士や神建連の役員が対応しました。また、アンケートに47人が回答。解体・改修時の事前調査の義務付けについて、半数以上が「知らなかった」と答え、アスベスト対策や制度の周知が不十分なことが示されました。



と答え、アスベスト対策や制度の周知が不十分なことが示されました。

（神奈川センター内藤賢介）